

平成 19 年度における消費者基本計画の検証・評価・監視 についての考え方(案)

消費者基本計画(平成 17 年 4 月 8 日 閣議決定)においては、計画の実効性確保のために、消費者政策会議は、毎年、計画の進捗状況につき、検証・評価・監視を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に基づき、計画の必要な見直しを行うとされている。

また、計画の検証・評価・監視を行うに当たっては、国民生活審議会の意見を聴くこととされており、国民生活審議会の「消費者基本計画の案」についての答申(平成 17 年 3 月 31 日)においては、消費者政策会議が毎年行う検証、評価、監視の実施に関して国民生活審議会が積極的な役割を果たしていくとしている。

これらを踏まえ、平成 18 年 7 月に、第 1 回目の検証・評価・監視を実施したところであるが、今回の検証・評価・監視については、第 1 回目の作業の結果を踏まえつつ、以下の枠組みの下に進めることとする。

1. 対象

計画は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を対象としており、その構成は概ね次のとおりとなっている。

- ・ 計画が目指す消費者政策の 3 つの基本的方向
- ・ 消費者政策の 9 つの重点
- ・ 計画の実効性確保のための 5 つの事項
- ・ 重点的に講ずる 121 の具体的施策【担当省庁、実施時期を明示】

また、第 1 回目の検証・評価・監視の結果「今後の重点的取組み」が当初の計画内容に付加されている。

今回の検証・評価・監視の対象については、上述の消費者政策の重点、実効性確保のための事項、具体的施策、今後の重点的取組みを対象とする。

2. 内容

(1) 既存の具体的施策、実効性確保のためにとられた施策

検証・評価・監視については、それぞれ次のように整理される。

- ・ 検証・・・進捗状況を明確にする。
- ・ 評価・・・進捗度や有効性のほか、関係省庁間の連携など個々の具体的施策等に応じた評価を行う。
- ・ 監視・・・今後の取組みを明確にする。なお、必要に応じ具体的施策の内容等を見直す。

(2) 新たな具体的施策の追加

上記(1)の結果を踏まえ、消費者政策の基本的方向や重点の内容に基づきつつ、必要に応じて、新たな具体的施策を追加する。

3. 消費者政策部会の役割

(1) 消費者政策部会は、**検証・評価・監視の実施に積極的な役割を果たしていくため、**

検証・評価・監視の重点施策に関し、意見を述べる。

〔今回の作業の対象となる施策〕(資料1 - 2参照)

検証・評価・監視の重点施策については、計画において消費者政策の重点として位置づけられている施策(検証・評価・監視の結果、重点的に実施することとなった施策含む)であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- ・ 平成18年度を期限として実施する、あるいは検討しているもの
- ・ 平成17年度以降継続的に実施しているもの

消費者政策の重点となる新たな具体的施策について意見を述べる。

(2) 部会における**検証・評価・監視の作業スケジュール等**

今回の検証・評価・監視の作業については、本年4～7月にかけて、概ね以下の予定で行う。

【4月下旬】 第7回消費者政策部会 各省庁ヒアリング

各省庁から事前に提出される予定の「検証・評価・監視シート」に沿って、上記3 - (1) - に掲げる〔今回の作業の対象となる施策〕の全部の施策(項目)を対象に、ヒアリングを実施。

【5月下旬】 第8回消費者政策部会 各委員プレゼンテーション

【5月下旬】 第9回消費者政策部会 各委員プレゼンテーション

本部会の委員の中から担当者を選出し、当該委員が担当する施策(項目)につき、プレゼンテーションを行う。(担当の割当ては別紙)

プレゼンテーションの対象となる施策は、今回の作業の対象となる施策の中から選ぶこととし、大別して、

- 安全に関する施策について(リコール制度、食品安全等)
- 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり
- 消費者教育の推進
- 消費者からの苦情相談の活用
- その他

とすることとする。(今回の作業の対象となる施策(項目)のうち、　　～

に含まれない施策（項目）については、その他、で議論するものとする。）

なお、委員は、プレゼンテーションを担当するか否かにかかわらず、各施策についてのプレゼンテーション後の自由討議の時間に、自由に発言できるものとする。

【6月下旬】 第10回消費者政策部会 とりまとめ

別紙

消費者基本計画の検証・評価・監視におけるプレゼンテーションの対象施策 及び担当委員（案）

1. プレゼンテーションの対象施策

平成19年度の検証・評価・監視の作業に当たっては、作業の効率化の観点から、対象とすべき項目を以下の通りとする。

安全に関する施策について（リコール制度、食品安全等）
分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり
消費者教育の推進
消費者からの苦情相談の活用
その他

2. 担当委員

担当委員については、以下の通りとする。

プレゼンテーションの対象施策の大項目	担当委員案
安全に関する施策について（リコール制度、食品安全等）	品川委員、芝原委員、早川委員
分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり	原委員、長田委員、宮川委員、山口委員、
消費者教育の推進	東委員、御船委員
消費者からの苦情相談の活用	大河内委員、野村委員
その他	

〔担当外の委員〕

担当を持たない上記以外の委員については、～の自由討議時、及び、その他、の議論の際に自由に発言することとする。

3. 担当施策

2. の担当委員が具体的に担当する施策については、資料1 - 2の表中「担当委員」欄の通りとする。（担当委員欄に委員名記載のないものは、プレゼンテーションの対象とはならない施策）